

仙北市新規事業継続チャレンジ支援事業補助金 よくある問合せ

【支給対象者について】

Q1-1：対象になる事業者の要件は何ですか？

A1-1：次のすべてに該当する法人又は個人事業主（以下「事業者」という。）が対象となります。

- ・仙北市内に本社又は主たる事業所を有する事業者。
- ・補助金受領後も事業者として営業活動を継続する意志があること。
- ・補助金による資材や機材の取得が、転売を目的としていないこと。
- ・法令及び公序良俗に反していないこと。

Q1-2：対象外となる事業者の要件は何ですか？

A1-2：次のいずれかに該当する事業者は対象外となります。

- ・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でなく、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団、暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ・法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく事業を行うもの。
- ・宗教に属する事業所又は政治団体
- ・公益法人又は事業者の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画しているもの

Q1-3：医療・介護分野は対象となりますか？

A1-3：対象となります。ただし、医療分野においては、厚生労働省より発出された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」※1に基づき、医科医療機関内の感染拡大防止対策に要する費用が支援されるようですので、確認の上で申請内容を検討してください。なお、介護分野においては「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」※2によります。

※1 令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号

※2 令和2年6月16日付け老発0619第1号

Q1-4：農業を営んでいます。対象となりますか？

A1-4：対象となります。ただし、家庭用としてコロナウイルス感染症予防のために家族で使用するためのマスクや消毒液の購入費用は、補助金を充てることはできません。例えば出荷作業時に作業小屋の3密状態を回避するために、装着するマスク・消毒液の購入や、集荷工場の換気扇の設置工事を行う場合は補助対象となります。

Q1-5：仙北市内に店舗 A がありますが、経理を行う事務所 B は仙北市外にあります。交付対象者になりますか？

A1-5：仙北市内の店舗Aに係る当該補助事業に要する経費が、交付対象となります。

Q1-6：仙北市外に店舗 A がありますが、経理を行う事務所 B は仙北市内にあります。交付対象者になりますか？

A1-6：仙北市内の事務所 B に係る当該補助事業に要する経費が、交付対象となります。

Q1-7：これから開業する予定ですが対象となりますか？

A1-7：申請する時点で、開業していない場合は対象外です。

【補助対象経費について】

Q2-1：補助金の交付対象となる事業はどのようなものですか？

A2-1：仙北市内で実施する下記の事業に限ります。

- (1) 安心安全を確保するための事業
施設等の消毒や清掃衛生対策のための消耗品や備品の調達、施設の改修等に必要な経費
- (2) 売上向上や消費喚起に向けた事業
売上向上や消費喚起に向けた事業等の実施に必要な経費
- (3) 事業継続に向けた新たに実施する事業
生産性の向上、事業継続の取組等の実施に必要な経費
- (4) 密集・密接・密閉を回避するため実施する事業
施設等における飛沫感染防止や換気や社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保に必要な経費

Q2-2：消費税は補助対象になりますか？

A2-2：消費税及び地方消費税額は、対象経費に含みません。

Q2-3：事業の実施期間はいつからいつまでですか？

A2-3：令和2年4月1日から令和2年12月31日までに発生した経費について対象となります。令和2年3月31日以前に発生した経費に対しては、補助金の交付対象外です。

Q2-4：1事業者あたりの補助額はいくらですか？

A2-4：補助対象経費の2分の1以内で上限10万円です。1事業者で申請及び交付回数は1回です。補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てです。

Q2-5：今回の補助事業を行うにあたり、具体的な業種ごとに必要となる取り組みのガイドラインはありますか？

A2-5：国の新型コロナウイルス感染症対策推進室（内閣官房）において、「業種別ガイドラインについて」が示されていますので参考にしてください。

リンク：<https://corona.go.jp>

Q2-6：市内で飲食店を2店舗経営しています。それぞれの店舗で10万円まで補助金を申請できますか？

A2-6：店舗ごとの申請はできません。申請は、1事業者1回ですので、2店舗分の事業費を合算して申請してください。

Q2-7：すでにマスクと消毒液を購入しています。これからデリバリーに係る物品を購入する予定です。2回に分けて補助金を受けることは可能ですか？

A2-7：申請は1事業者1回です。このような場合は、交付申請手続き時に、購入済み物品の金額と、購入予定物品の金額を合計した金額で申請し、交付決定を受け、事業完了後まとめて実績報告と補助金請求手続きをしてください。

Q2-8：テイクアウトやデリバリーを始めたところ、維持経費としての光熱水費や携帯電話料金や電話回線料金が増加しました。この増加した経費は補助対象になりますか？

A2-8：補助事業を行ったことで増えてしまった熱水費などのいわゆる固定経費等は、補助対象外です。

Q2-9：設備や資材は、購入するのではなくリースした場合も補助対象となりますか？

A2-9：リース費用も補助対象となります。ただし、補助対象は、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの期間の経費です。

Q2-10：中古品も補助対象となりますか？

A2-10：中古品も補助対象となります。この場合、実績報告に、購入日、購入品目、購入金額（税抜）が分かる領収証等を添付してください。ただし、購入した中古品の故障や不具合による修理費用は補助対象外です。

Q2-11：パソコンやIT機器の購入経費は補助対象となりますか？

A2-11：今回の補助事業を行うための専用機器として購入する場合は対象となります。なお、従前から経理事務全般に使用しているパソコンの経年劣化に伴う機器更新やソフトウェア更新は補助対象外です。

Q2-12：3密状態を回避するため、店舗内の換気を目的として換気機能を持つ空調機器の取付費は補助対象となりますか？

A2-12:この空調機器を取り付けるために直接必要となる取付費は対象となります。ただし、併せて壁紙の張替えを行うなど他の工事を行った場合、これは補助対象外です。実績報告に添付する領収書では、経費の内訳が分かるようお願いいたします。

【申請手続きについて】

Q3-1：申請の受付期間はいつからいつまでですか？

A3-1：令和2年7月1日（水）～令和3年1月15日（金）の期間です。

Q3-2：申請書及び各様式はどこで手に入りますか？

A3-2：申請書等は仙北市のHPからダウンロードできる他、仙北市観光商工部商工課、各地域センター及び出張所、仙北市商工会（本所・支所・出張所）にて入手できます。

Q3-3：申請から補助金交付までの流れを教えてください。

A3-4：交付申請→確認・審査→交付決定→事業実施→変更申請(変更がある場合)→変更決定(変更がある場合)→事業完了→実績報告書提出→実績確認・補助事業確定→請求書提出→補助金交付

Q3-4：申請の際に必要な添付書類とは何ですか。

Q3-4：申請書の他に以下の添付書類が必要です。

- ・補助対象経費の内訳がわかる書類の写し(見積書・カタログなど)
- ・市長が必要と認める書類。

Q3-5：すでに補助対象となる資材や機材を購入済みですが、申請できますか？

A3-5：令和2年4月1日以降に事業を実施している場合は申請できます。この場合、実績報告書及び添付資料も併せて提出してください。

Q3-6：申請の方法はどうすればいいですか？

A3-6：仙北市商工課に郵送または直接申請書等を持参ください。

Q3-7：国の補助制度と併用することはできますか？

A3-7：可能です。ただし、国の補助制度と併用する場合には、本事業の補助対象経費から国補助制度の交付決定額を控除した残額を補助対象経費として申請してください。

Q3-8：市販（スーパー・ドラッグストア等）のマスクと消毒液を購入する予定です。申請時に添付する見積書はどのようにすればよいですか？

A3-8：市販で購入できるものについては、見積書は必要ありません。

Q3-9：店内にパーテーションを20万円分購入するために申請をして、補助金の交付決定を受けました。そして実際購入したところ17万円だったため、当初の予定を変更して差額の3万円でテイクアウト用の容器を購入したいと考えています。どう手続きを行えばいいですか？

A3-9：変更申請の手続きを変更申請書様式（様式第4号）で行ってください。

【実績報告について】

Q4-1：補助申請後に決定通知を受け、事業が完了（購入）した際には、どういった手続きを行えばいいですか？

A4-1：事業が完了した際に、速やかに実績報告書（様式第5号）に

- ・補助対象経費の領収書の写し
 - ・事業の実績を確認できる写真等
 - ・その他市長が必要と認める書類
- を添えて商工課にご提出ください。

Q4-2：補助対象経費に該当する物品を、インターネットショッピングで購入したので、領収書がありません。この場合、どのようなものを提出したらよいですか？

A4-2：領収書の代わりとして「支払いを証明できるものの写し」を添付してください。サイト上から印刷できるもので、購入品目・数量・購入金額・購入者・購入日（支払日）が確認できるものを提出してください。

Q4-3：実績報告に添付する写真はどのようなものですか？

A4-3：例えば、購入した機材は実際に店舗等で稼働している様子がわかるものがが必要です。なお、転売防止の観点から、未開封状態で段ボール箱の外観を撮影したものは認められません。

Q4-4：令和2年4月1日以降に衛生消耗品を購入し、申請と同時に実績報告を行います。これらの領収書はありますが、マスク等は既に消費してしまい写真を添付することができません。どうすればよいのでしょうか？

A4-4：このような場合に限り、領収書の添付のみで実績報告を可能とします。ただし、事業内容の規模により購入日から申請日までの期間で客観的に消費されることが認められる量であるか確認させていただくことがあります。

Q4-5：レシートは領収書の代わりになりますか？

A4-5：レシートの場合は、購入日、購入内容、金額（消費税抜）、購入店の全てが明らかであれば、領収書の代わりになります。なお、単に「品代」と記載されただけのレシートでは認められません。

Q4-6：提出する書類にある「その他市長が必要と認める書類」とはどのようなものですか？

A4-6：具体的には、テイクアウトやデリバリーを導入する飲食店の方がお持ちの営業許可証を想定しています。

【その他】

Q5-1：この補助金は課税対象となりますか？

Q5-1：課税対象となります。